秦漢時代の謫戍と謫民について

渡部　武

はじめに
一　「謫」の語義
二　秦漢の謫民の事例
三　謫民の身分について
むすび

はじめに

秦漢時代に主に邊境防備と開拓の目的をもって強制的にこれに充てられた一群の人々に「謫民」「七科謫」がある。謫民がどのような人々によって構成されていたかは、『漢書』武帝紀天漢四年（前九七）の條の「七科謫」の語に注した曹魏の張晏の言によって、

吏有罪一、亡命（王先謙の『漢書補注』本では命は人に作る）二、贅壻三、賈人四、故有市籍五、父母有市籍六、大父母有市籍七、凡七科也。

と、七者が具體的に列擧されているのでその內譯がわかる。ところで從來諸家の解釋では、謫民を賤民とするか良民とするか、あるいは罪人視するかそうでないかで意見が別れている。[1] さらに清の周壽昌などは、

漢制、凡從軍不在七科謫内者、謂之良家子（『漢書』巻五四李廣利傳の良家子の補注）。

と、七科謫を良家子を説明するのに用いており、たとえこれで良家子を解釋しえたにしても、良家の概念が名家・盛族・冠族にほぼ等しいことが解明されている今日、七科謫の範疇に入らないことが良家子たる必要條件であっても、十分條件であるということについては、兩者の間の社會的地位の開きが大きすぎてそう一概には首肯できない。[2]

また謫民の記事は後述するように始皇帝時代と武帝時代に集中して見られ、それ以外には見られないところから、當時の特殊な社會事情と不即不離の關係で彼らが徵發されたことが考えられる。ただその際、謫民を良賤のどちらに位置づけるにしても、唐代のような明確な良賤制の區別が秦漢時代當時の人々の念頭にあったかはいささか疑問である。[3] ともあれ謫民・七科謫は、秦漢時代の身分制を考える上で缺かすことのできない重要な問題を含んでいるだけに、以下史料にみられる記事を整理し、その性格や社會史的意義づけを考えてみたい。

一　「謫」の語義

謫民の由來については、文帝に移民守邊のことで上疏した鼂錯の言に、

臣聞秦時北攻胡貉、築塞河上、南攻楊粵、置戍卒焉……秦之戍卒不能其水土、戍者死于邊、輸者僵于道、秦民見行、如往棄市、因以謫發之、名曰謫戍、先發吏有謫及贅婿・賈人、後以嘗有市籍者、又後以大父母・父母嘗有市籍者、復入閭、取其左（『漢書』巻四九鼂錯傳）。

とあり、これによると北邊の胡貉（匈奴）と南方の楊粵（越族）の地に領土を擴大しようとした秦は、投入した戍卒がその土地の氣候や風土に合わず次々に死んでゆき、續いて戍卒に徵發されて邊境にむかう秦民はまるで刑場に赴くようなので、代わって謫民（謫は讁に同じ）を充當し、謫戍と稱して、吏有謫以下閭左の人々を順次發するようになった旨を述べている。胡貉と楊粵の地の開發は始皇帝時代に本格化したのであるから、謫民を發しての謫戍は始皇帝時代に開始されたこ

とになる。このことは後述の個々の謫戍の記事からも立證できる。またこの上疏中の謫民由來の記事の信憑性については、比較的近い過去のことであることと、鼂錯が文帝の命令で濟南の伏生のもとで『尚書』を學びに出向いた時の職名が掌故とあるから（『史記』卷一二一儒林傳伏生）、彼は有職故實に明るかったと考えられ、かなり信頼を置いてもよいように思われる。

ところで鼂錯の上疏と張晏の言う七科謫の說明は、ほぼ同じことを述べているにもかかわらずいくつかの點で相違が見られる。まず第一は、鼂錯の上疏に閭左のことが擧げられて亡命を缺いていること。第二は、鼂錯の上疏によれば謫戍される謫民は決して同列に並ぶのではなく、先發、後續と四段階の順序分けが行われていること。第三は、有市籍者に關して、張晏注は「故有市籍五」と五番目のみ「故」が付いていて、以下の父母、大父母の場合は、市籍を現有している表記をしているが、鼂錯の上疏では、父母の場合も大父母の場合もすべて「嘗」の字が付けられていることである。あるいは張晏の注の「故」は六、七の父母・大父母にまで係って讀むべきなのかもしれない。[4]

第一の閭左・亡命、第三の有市籍者については後述するが、謫民の社會的位置づけに深くかかわってくるのは、第二の徵發する際の順次である。この順次は嚴密に守られるべきことであったらしく、鼂錯は秦の失政をこの謫民徵發の順次を誤ったためであるとしていることからも容易に推察できる。[5] してみると鼂錯の列擧する謫民は決して對等並列で扱えるものではなく、彼らの間にはこの列擧の順序で社會的地位の高下があったことになる。そして謫民は通常の編戶の民よりも低い地位にあったことは確かである。ただし通常の編戶の民よりも社會的地位が低いからといって、謫民すべてを罪人とする考え方には反對である。「謫」という文字は、たしかに『說文』にはその篆文といわれる謫の文字を載せて「謫、罰也」という解釋があり、[6]『漢書』に注した顏師古も謫（謫あるいは適にも作る）を、

適、讀曰謫、謫有罪者（『漢書』卷九五南粵王趙佗傳の適の注）。

適、讀曰謫、謂罪罰而行也（同卷三一陳勝項籍傳の適戍之衆の注）。

適、讀曰謫、言以罪謫而行者（同卷六一李廣利傳の以適過行者の注）。

と、一様に「謫」を「罪」と同じと解釋している。字義ではその通りかもしれないが、はたして顔師古の解釋を七科謫全體に及ぼした場合、個々の謫民を犯罪人と決めつけてしまうことができるであろうか。たとえ鼂錯の言う「吏有謫」は、その解釋があてはまっても、贅壻以下は罪人とは考えられない。むしろ謫には罪を意味する外に次のような意味合いを持つことに注目しておきたい。

それは『左傳』の例であるが、桓公十八年の條の桓公がその夫人姜氏と齊へむかった際、齊侯が姜氏に通じたのを桓公が「謫之」という記事があり、杜預の注によれば「謫、譴也」とし、謫を譴責の意に解している。こうした例は成公十七年にも、「國子謫我（杜預注：謫、譴責也）」とあり、また『列子』力命篇に、

眠娗・誰諉・勇敢・怯疑、四人相與游於世、胥如志、窮年不相謫發。

とあり、その注に「謫謂責其過也」（唐の殷敬順の『釋文』の文）とある。したがって謫民は何らかの點で譴責を受けるべき要素なり經歴を持つ者というのでこの呼稱が慣用されるようになったと考えられる。また謫の語が漢代においてはほとんどと言ってよいほど謫戍の用例でのみ用いられることが多いのも、謫民が罪人と單純に換言できない當時の法制的意味合いを持つ用語であったことを窺わせる。

二　秦漢の謫民の事例

それでは秦漢時代の謫戍の事例を『史記』『漢書』から集め、これをもとに鼂錯と張晏が列擧した謫民と比較しながら、謫戍のはじまり、目的等を考察してみることにする。

謫民の記事が初めて現れてくるのは、『史記』始皇本紀の三十三年（前二一四）の條である。それには、

發諸嘗逋亡人・贅壻・賈人、略取陸梁地、爲桂林・象郡・南海、以適遣戍。

と、嘗逋亡人・贅壻・賈人を發して南方の地域を略取し謫戍したと記している。一見するとこれらの三者が先兵となって陸梁の地を略取したようにとれるが、實はそうでなく彼らは後續部隊として送り込まれた人々であった。『史記』南越傳には、

秦時已并天下、略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歳。

とあり、秦が新たに拓いた郡縣の維持に謫民が充てられたのである。また謫民が南方に送り込まれた事由をよく説明しているのに淮南王劉安の言がある。それには、

越人逃入深山林叢、不可得攻、留軍屯守空地、曠日持久、士卒勞倦、越迺出擊之、秦兵大破、迺發適戍以備之（『漢書』巻六四嚴助傳）。

とあり、謫民は士卒に代わるべき者として徵發されたことがわかるのである。

謫民が士卒に代わるべきために邊郡に送り込まれる理由は、ひとえに邊戍の期間の問題がからんでいたからである。周知のように秦漢時代においては、全民丁は一定期間の邊戍義務があり、丞相の子弟といえどもこの義務を免れることはできなかった（ただし代人を立てることもありえた）。ことに漢代の民丁の邊戍義務期間は、鼂錯の文帝に對して行った上疏中に、

陛下幸憂邊境、遣將吏發卒以治塞、甚大惠也、然令遠方之卒守塞、一歳而更、不知胡人之能、不如選常居者、家室田作、且以備之（『漢書』巻四九鼂錯傳）。

とあるところから通常一年であったことがわかる。[7] このように義務期間一年で次々と戍卒が更替されたのでは前線守備に支障をきたしたことは歴然としている。始皇帝時代に謫戍が開始されたのは、まさに邊境に新設された郡縣堅持という社會的背景に卽應した措置であったと言えるのである。

この始皇本紀三十三年の條で擧げられている謫民で一つ問題になるのは「嘗逋亡人」の扱い方である。同じ『史記』六

國年表では、

遣諸逋亡及賈人・贅壻、略取陸梁、爲桂林・南海・象郡、以適戍。

と「逋亡」に作っている。嘗逋亡と逋亡とでは大きな相違があり、前者は本貫を離れたが後に地着した者、後者は亡命者と何んら變わるところがない。亡命は確かに張晏の列擧する七科謫に入っているが、鼂錯はこれに言及はしていない。鼂錯が謫民の中で亡命者を見落したとは考えられず、秦代においては亡命者は謫民に入らなかったと考えられる。やはりここでは始皇本紀の「嘗逋亡人」を重んずべきで、六國年表の逋亡は「嘗」の一字が落ちたのであろう。なお亡命については有市籍者のことで後に言及することにする。

秦の謫戍の第二の記事は、同じく始皇本紀の三十三年の條に、

西北斥逐匈奴、自榆中並河以東、屬之陰山、以爲三十四縣、城河上爲塞、又使蒙恬渡河、取高闕・陶山・北假中、築亭障以逐戎人、徙謫、實之初縣。

とある。榆中と陰山は『史記集解』に引く晉の徐廣の言うところによれば、河西の全域と黄河彎曲部の五原であり、榆中から陰山とは、今日の寧夏回族自治區から内蒙古自治區の陰山山脈南麓にまで及ぶ地域である。秦は黄河に沿ったこの地域一帶に三十四の縣（『史記』匈奴傳は四十四縣に作る）を置き、亭障を築造して匈奴に備えたのである。謫民はここでも新設した縣の維持の重要な役割を荷っており、その主たる役目は農業開拓と邊戍であったろう。松田壽男氏も、右の記事を牧地を農耕的に開發するために從事させられた強制移民團と斷定し、彼らを統率したのは「開田官」であったとしている。[8]

開田官のことは秦代に見られないが、前漢の武帝が對匈奴戰で積極策に轉じた時、上郡・朔方・西河・河西の開田官と斥塞卒六十萬人が投入されて戍田したことが『漢書』食貨志下に見えている。またこの開田官は單に田官とも稱され、『漢書』匈奴傳の方では、

漢度河、自朔方以西至令居、往往通渠置田官、吏卒五六萬人、稍蠶食、地接匈奴以北。

と記している。朔方から令居までの地帶は秦の開發前線とも重なり、武帝時代の場合は再開發ということになる。この記事で注目すべきことは、邊境防備の據點が水利灌漑網を整備し、田官によって統率された計劃的なものであったことである。おそらく秦の謫戍の場合も同樣であったと考えられる。[9]

蒙恬が黃河の彎曲部を北渡した翌年（前二一三年）も謫戍が實施された。これが秦代の第三の謫戍の記事である。始皇本紀に、

適治獄吏不直者、築長城及南越地。

と、治獄吏不直者を謫戍して長城修築と南越地方の開拓に充てているが、この記事は六國年表に、

適治獄不直者、築長城及南越地、覆獄故失。

と、覆獄故失の句が付加されている。多分この句は上文に關係して續くものであり、治獄吏不直者つまり不正な裁判役人のために罪せられた人々の罪狀の故意過失を裁判しなおしたと解せる。不直な治獄の吏をこのように取上げているのは、裁判において律令の條文、決事比（判例）の運用が煩瑣をきわめ、そのことを惡用する者が多くいたからであろう。[10] 宣帝時代の廷史路溫舒の上疏中に、「秦有十失、其一尙存、治獄之吏是也」（『漢書』刑法志）とあるのは、漢代にも相變わらず不直な治獄の吏が多くいたことをよくものがたっている。

ところで右の謫戍の記事を『資治通鑑』卷七は、

謫治獄吏不直及覆獄故失者、築長城及處南越地。

と書きなおしている。これを見ると治獄吏不直と覆獄故失とが並列で扱われており、これは鼂錯や張晏の謫民の記載に照らし合わせてみて、覆獄故失者が謫民に數えられないことははっきりしており、明らかに文意を取り違えている。謫戍されたのは治獄吏不直だけで、『資治通鑑』のような解釋は無理である。

秦代の第四の謫戍の記事は、その翌年（前二二二）の、

益發謫徙邊（『史記』始皇本紀）。

で、これで始皇帝時代の謫民の記事は終わっている。

秦漢の際の謫戍の記事では、

二世元年（前二〇九）七月、發閭左、適戍漁陽（『史記』巻四八陳涉世家）。

と陳涉・呉廣の事例があるが、ここでは謫戍の對象者は「閭左」の一語で括られている。頻繁な謫戍で謫民が拂底し、ついに最後の閭左に及んだわけである。この閭左の住人については、唐の司馬貞が『史記索隱』に從來の諸說を整理して二つの解釋を載せている。それは、

閭左謂居閭里之左也、秦時復除者居閭左、今力役凡在閭左者盡發之也、又云、凡居以富強爲右、貧弱爲左、秦役戍多、富者役盡、兼取貧弱者。

とあり、里門の左側に住んでいて復除（徭役・賦稅の免除）された者、あるいは貧弱な者という解釋で、あいにくとこの住み別けを立證すべき史料を缺き、後世の史家の間でも定說は無い。閭左の人が貧弱者であるという解釋が出たのは、たぶん陳涉が若い時に人に雇われて傭耕した折、雇い主に「苟富貴、無相忘」（『史記』陳涉世家）とかたった故事、あるいは司馬遷の評言「陳涉、瓮牖繩樞之子、甿隸之人」（同、始皇本紀）によるのであろう。復除された者という解釋については史料に依據するところがなく、ともかくも顏師古が『漢書』食貨志上の「發閭左之戍」に「諸家之義煩穢舛錯、故無所取也」と注していることからわかるように、すでに古くから閭左の意味が不明確で理解しがたかったのである。

すると閭左の「左」を里の左側に居住する者であるということにさほど拘泥しなければ、池田雄一氏も指摘しているように、生業ももたず、權門豪家に付着し、地方政治に害毒を流したところの豪右に對する「閭の左道者」という解釋も成りたち、官は彼らを謫戍によって地域社會から切り離し、閭里の治安を維持しやすくするという社會的効果をねらったこ

とも考えられる。[11] なんらかの點で譴責を受ける要素を持った民が謫民であったことを念頭に置けば、この解釋はむしろ穩當であろう。

閭左を發する記事は陳涉・吳廣の例のみで、閭左の民の謫發は秦の苛政をものがたるものとしてよく引合いに出されるが、反面では『史記』陳涉世家、『漢書』陳勝傳を見ると、そこに謫民がどのようにして謫戍に赴くのかがある程度わかる。陳涉・吳廣はともに謫民を率いて亂をおこすが、それぞれ同鄕ではなかった。陳涉は陽城（今日の河南省登封縣）の人であり、吳廣は陽夏（今日の河南省太康縣）の人である。この二人が互いに知り合うようになるのは、大澤鄕（沛郡蘄縣、今日の安徽省）に屯した時である。この時九百人ほどの謫民が屯するが、大澤鄕は目的地ではなく、各地から徵發された謫民の召集地點に相當する。ここから目的地漁陽（今日の北京あたり）にむかうのであるが、引率には數名の尉とその下の屯長があたっており、期日内に目的地に到着できなければ謫民は斬刑に處せられるという嚴しい規定があった。ために屯長陳涉・吳廣は二人の尉を殺し反亂を企圖するようになったのであるが、このような謫發の形式は、閭左を發する場合だけではなく、謫戍全般に共通していたと考えられる。

閭左から發せられた陳涉・吳廣が亂をおこし、秦滅亡の引金をひくわけであるが、これ以後しばらく謫民の徵發は止むにいたる。そして邊境の謫民は故鄕に歸る者も多くいたようである。『史記』匈奴傳には、

蒙恬死、諸侯畔秦、中國擾亂、諸秦所徙適戍邊者皆復去、於是匈奴得寬、復稍度河、南與中國界於故塞。

とある。これによると中國内の混亂により、黃河以北に徙されていた謫民たちは撤退し、その間隙を縫って再び匈奴が黃河を渡って來て、前線開拓地をおびやかすにいたっている。再び中國がこの地に積極的攻勢に出るのは、前漢の武帝時代になってからである。

武帝時代の徙民政策は、西域の意欲的經營から對匈奴戰に優位に轉じ、元朔二年（前一二七年）に民十萬人を募って朔方に徙したことを皮切りに（『漢書』武帝紀）、以後しばしば徙民が行われる。それまでの漢の皇帝は匈奴に壓されぎみで、文

帝・景帝などは匈奴との和親策に苦慮しており、謫戍が行われた形跡は見られない。

武帝時代の謫民の記事は合計四つ有り、その第一は、『史記』巻一〇三萬石君傳の、

元封四年（前一〇七）中、關東流民二百萬口、無名數者四十萬、公卿議欲請徙流民於邊以適之。

という記事である。この年に黄河が氾濫して沿邊の十餘郡に大洪水がおこり、多くの流民を出したのである。この公卿議（廷議）は武帝の諮問なしに開かれたため丞相の石慶はとがめを受けるが、その時の武帝の言が『漢書』巻四六萬石君傳により詳しく載せられており、それによると、

……今流民愈多、計文不改、君不繩責長吏、而請以興徒四十萬口、搖蕩百姓、孤兒幼年未滿十歳、無罪而坐率、朕失望焉……。

とあって、結局四十萬の流民の謫戍計劃は實施されなかったと考えられる。ここで流民を罪人と見るのは、彼らが本貫を離れて名數（戸籍）が無かったことにもよろうが、文中に「坐率」とあり、「率」を犯したからということになる。率は本文を注した後漢の服虔の説によれば「坐刑法也」とあり、曹魏の如淳の説によれば「家長也」とあり、さらに顔師古は「幼年無罪、坐爲父兄所率而并徙、如説近之」と、如淳の説をふまえて解釋しているが、いずれか判然としない。しかし、この率は法律用語ではっきりした概念があり、『晉書』刑法志にあがっている律義之較名二十の内の一に、

制衆建計、謂之率。

と説明されている。つまり衆人をひきいて計りごとをなすのが率なのである。武帝が率を問題にするところをみると、公卿たちは流民の流亡を率の罪と強いて解し、邊戍の對象にしてその對策をはかろうとしたのである。その内容は秦代の謫戍の復活にほかならなかった。

これより先『史記』平準書に記されている元狩三年（前一二〇）の水害による七十餘萬人の徙民政策を見てもわかるように、これに要した費用は莫大なもので、國家財政は疲弊し、例の鹽鐵政策がおこる原因ともなっている。また當時匈奴

戰にも多くの戍卒と費用を要していたから、流民の謫戍を復活してこの問題を一擧に解決しようとしたことがわかるのである。なお流民は鼂錯が列擧した謫民に數えられていないことにも注意しておきたい。

第二は、太初元年（前一〇四）李廣利の大宛遠征時のもので、『漢書』武帝紀に、

秋八月、行幸安定、遣貳師將軍李廣利、發天下謫民、西征大宛。

とある。周知のように大宛ははるか西方の強國であり、李廣利はこの國の攻略に苦慮し、足かけ四年でようやく屈服させ良馬をもたらすことに成功している。この記事に對應する記事が『史記』大宛傳にあるが、それでは、

拜李廣利爲貳師將軍、發屬國六千騎、及郡國惡少年數萬人、以往伐宛、期至貳師城取善馬……是歲太初元年也。

とあるところから、天下謫民は郡國惡少年に相當することになる。惡少年あるいは少年は漢代にしばしばみられ、徒黨を組んで姦をなす輕俠無賴の徒をさすが、[12]『漢書』の撰者班固は、わざわざ郡國惡少年を天下謫民と換言して記したのであろうか。もしそうだとしたなら、謫民は鼂錯の言うところとかなり開きが出てきていささか疑問の持たれるところである。

班固が武帝紀に右のように書くにいたったのは、『史記』の次の記事を誤解したものと考える。

發天下七科適、及載糒給貳師、轉車人徒相連屬至敦煌、而拜習馬者二人爲執驅校尉、備破宛擇取其善馬云（大宛傳）。

これは、李廣利が大宛遠征に出かけたものの、途中の小國（オアシス）に補給を斷たれて最初の遠征に失敗し、二年間を經過した後再び軍を編成しなおして成功した記事である。おそらく班固はこの天下七科適を太初元年のひとつづきの記事として謫民と記したのに相違ない。こうした年代の誤りを班固が犯したのは、彼が見た當時の『史記』のある篇は、すでに亡佚していて今日見るような丁裁で、武帝紀撰作の史料考證を誤ったためである。『漢書』藝文志によるとその亡佚の篇數は十篇にのぼり、同・司馬遷傳の張晏注によれば、その中に武帝紀も含まれ、班固當時のものは元帝・成帝の間に褚少孫が補った武帝紀であったという。[13]今日見てもわかるように、『史記』武帝紀の內容、紀年は他の本紀と樣相を異にして

おり、班固は大宛傳その他を參照して『漢書』武帝紀を編纂したであろうから、その折記事の誤解が生じたのであろう。天下謫民を發した記事は、當然のことながら李廣利が大宛再征にむかった太初三年（前一〇二）でなければならない。[18]

そこで『史記』大宛傳の記事にもどって見ると、この再遠征の際にも七科謫とは別に「益發惡少年」の一文があるから、明らかに謫民と惡少年とは同一でないことがわかる。謫民は「載糒給貳師」つまり李廣利の軍に糧食を補給するために徵發されたことがわかる。この時の糧食運搬等に牛十萬、馬三萬、驢騾・橐它一萬頭が用意されているから大軍團であった。そして大宛攻略の功により多くの者が恩償にあずかるが、謫民だけは、「以適過行者、皆絀其勞」（『史記』大宛傳）とあって、通常の恩償に與ることができなかった。

武帝期の謫民の第三の記事は、天漢元年（前一〇〇）のもので、『漢書』武帝紀に、

發謫戍屯五原。

とある。五原は秦將蒙恬によって前線開拓基地の置かれたところで、武帝の元朔二年（前一二七）、秦の九原郡を改名しているから、この謫戍は屯田の增強をはかったものであろう。

そして第四の記事は、李廣利の匈奴遠征にともなうもので、天漢四年（前九七）のものである。

發天下七科謫及勇敢士、遣貳師將軍李廣利、將六萬騎・步兵七萬人、出朔方（『漢書』武帝紀）。

ここでは、謫民は勇敢士とともに正規の騎兵・步兵とは別に對匈奴戰の兵の增強で用いられたのであろう。また大宛再征時のように物資輸送に充てられたことも考えられる。さらに前述したように、朔方から令居にかけての黃河沿いの開拓には田官が統率しており、謫民は當然その下で農耕に從事したことも考えられうる。

以上の四つで武帝時代の謫民の記事は終り、以後漢代においては謫戍の記載はない。ただこの外に一考を要するのは元狩五年（前一一八）の、

徙天下姦猾吏民於邊（『漢書』武帝紀）。

という記事である。程樹徳氏はその著書『漢律考』に北邊に徙される刑を「徙邊」としていくつかの史料を集めており、それらを參考にすればこれも北邊あたりに徙されたものであろう。この姦猾吏民は謫民に準じて考えられなくもないが、前述したように謫戍の話がもち上ったのが元封四年（前一〇七）が最初であることを考慮すると、これは謫戍という名目で彼らを徙したのではなく、この時點ではいまだ謫戍のことは問題にされていなかったと考えられる。

ところでわたしは、武帝時代の謫戍の開始を、太初三年（前一〇二）の李廣利の大宛再征時に求めてみたが、これに關連して時代は下るがもう一つ參考史料がある。

その史料とは『魏書』刑罰志中の太子少傅游雅の言で、それには、

漢武時、始啓河右四郡、議諸疑罪、而謫徙之、十數年後、邊郡充實、並修農戍、孝宣因之、以服北方、此近世之事也。

とある。これによると武帝時代の武威・酒泉・張掖・敦煌の河西四郡設置の際に謫徙が行われたことになるのであるが、謫徙の對象が諸疑罪とあって罪人という記述を避けているのが注目される。これは謫民がすべて罪人であったと即斷しえない傍證ともなる。

そこで河西四郡の設置年代であるが、この年代に關しては『漢書』の武帝紀と地理志の記述自體にもくいちがいがあり、研究者の間においてもいろいろ異說が見られるところである。一應今日もっとも信頼されているのは日比野丈夫氏の說で、氏は居延漢簡などの新史料を參照し、張掖郡は元鼎二年（前一一五、當初は河西郡と稱し、元封年間〔前一一一—〇五〕に張掖と改稱）、酒泉郡は元鼎六年（前一一一）、敦煌郡は天漢年間（前一〇〇—九七、後に太始・征和の交〔前九三—九二〕に變更）、武威郡は地節三年（前六七）までにそれぞれ開設されたと考證された。[15] つまり四郡は武帝から宣帝にかけての元鼎二年—地節三年に設置されたことになる。この年代はこれまでわたしが考察してきた武帝時代の謫戍開始年代と矛盾はしないが、游雅のいう四郡の並存時點に謫戍開始を求めようとすると矛盾してくる。しかし、河西四郡の成立は史家が問題にするだ

けあって、相當複雜な經過をたどっているから、このような嚴密な年代比定が北魏時代の游雅の念頭にあったとは思えず、たんに河西地方の飛躍的開發促進時期を問題とするなら、李廣利の大宛遠征こそこれに該當しよう。

そこでわたしは、謫戍の開始時期は流民の謫邊問題がもち上がった元封四年（前一〇七）から李廣利の大宛再征の太初三年（前一〇二）の間と見ておきたい。ただしこの謫戍がいつ中止になったかはよくわからない。曹魏の如淳は漢初一年間宛であった民丁の邊戍がその後三日間宛に短縮され、謫民の一年宛の邊戍のみが續けられたとしているが、これは濱口重國氏も詳細に解明したように、如淳の踐更、過更の語義の誤解にともなう見誤りで、民丁の邊戍期間は漢代を通して一年であり、謫戍が長期に渡って存續してはいない。[19] 謫戍は後の記錄に見えないところからすると、前漢ではごく短期間だけ實施されたものと考えて大過なさそうである。

以上、秦漢時代の謫戍・謫民の記事を九つ考察してきたが、具體的な例にあがってきた謫民對象者には、嘗逋亡人・贅壻・賈人・治獄吏不直者・閭左があり、これらの人々のうち嘗逋亡人を除いた四者は、鼂錯あるいは張晏の列擧する謫民と一致している。また秦代の謫戍は始皇帝時代に始められ、主に一年期限の戍卒にかわって南北の邊境の新縣建設と防備のために徵發されたことがわかる。

他方、漢代の謫戍は、武帝時代の大量流民の發生と大宛再征あるいは對匈奴戰の擴大で徵發され、遠征の物資輸送を荷うとともに、開田官あるいは田官と稱される農地開拓指導官の下で屯田に從事していたと考えられる。さらに武帝時代の謫民には、流民の增加等から戶籍離脫者である亡命が新たに加えられ、閭左の謫戍は陳涉の反亂で秦が滅びたこともあるので、これは行なわれなかったと考える。

三　謫民の身分について

前節では謫戍のはじまりとその目的を見てきたが、次に謫民がなんらかの點で譴責を受ける人々であるとしたなら、一

體どういう點で一般の編戸の民と異なるのか、その社會的地位と身分を考えてみることにする。

通常、七科謫の謫民、吏有罪・亡命・贅壻・賈人・故有市籍・父母有市籍・大父母有市籍は、吏の罪を犯したもの、戸籍より脱漏しているもの、債務奴隷、商人、かつて商人であったもの、父母が商人であったもの、祖父母が商人であったもので、彼らは當時賤民あるいは罪人視されていた人々であると解釋されてきた。[17]

ひるがえって漢代に謫民該當者がどのように見られていたかは、すでに謫戍が廢止されていたと思われる元帝時代に貢禹が帝にむかって上言した言葉の中に、

禹又言、孝文皇帝時、貴廉絜賤貪行、賈人・贅壻及吏坐臧者、皆禁錮不得爲吏（『漢書』卷七二貢禹傳）。

とあり、文帝時代は貪行な者として禁錮して官吏としなかったという。これは元帝當時さかんであった商人の官界進出を制限せよという上言の一部をなし、この一文で見るかぎり謫民該當者は、當時それほど疎外されていた人々とは思えない。

話をもとにもどして、罪人ということで見れば、たしかに七科謫の筆頭に「吏有罪」があがっているが、實はこう明記したのは張晏注だけであって、『漢書』食貨志の「發閭左之戍」の應劭注では、相當部分を「吏有過」とし、鼂錯は「吏有謫」とし、さらに謫戍の具體的な記事では始皇本紀に「治獄吏不直」とあるから、當然後者の二つの記事が前者の注より尊重されるべきで、當初の謫戍の對象に入った吏とは、方正でない吏（あるいは免官された吏とも考えられる）といったほどの意味であったに相違ない。[18]

また謫民が賤民あるいは賤民視されたとする根據に、本稿冒頭の良家子についての周壽昌の說と『漢書』地理志の六郡良家子の如淳注、

醫・商賈・百工、不得豫也。

がよく引かれる。醫は巫卜などとならんで賤業と見なされていたことはよく知られているが、良家子に豫ることのできな

い者の中に賤業を營む者が入っているからといって、豫れない者すべてに及ぼして賤民という定義は下せまい。通常、商賈も百工も、士農工商の四民の構成員で、里居する民であった。[16] 謫民中に商人が入ってくるのは、たぶん抑商政策からで、羅根澤氏の研究によれば、本農末商説が古典に現れてくるのは、『荀子』『韓非子』『呂氏春秋』以後で、おそらくこの考え方は秦の商鞅變法と關係があるとみておられるから、抑商政策は秦では傳統的なことで賈人が秦の謫民に擧げられている理由が納得できる。[17]

賈人のようにその譴責を受けるべき理由を各謫民にさぐるなら、贅壻と有市籍者關係の人々がもっとも説明に困難を感じる。以下そのことを考察してみることにする。

まず贅壻であるが、贅壻は平易に言えば「むこ養子」のことである。古い時代の中國の贅壻の語の解釋については二つあり、顔師古は次のように述べている。

謂之贅壻者、言其不當出在妻家、亦猶人身體之有肬贅、非應所有也、一説贅、質也、家貧無有聘財、以身爲質（『漢書』卷四八賈誼傳の出贅の注）。

第一の解釋は、贅壻は妻家におるべきではないから人の身體の肬贅（いぼやこぶ）のような餘計者であるということ。第二の解釋は、聘財（結納金）を勞働で消却していく質であるとするもので、仁井田陞氏はこれを「債奴」としている。[18] たしかに性質上贅壻は債奴の意味を持つかもしれないが、かれらが聘財を消却している期間中奴婢身分であるわけはなかろう。[19]

また『史記』卷一二六滑稽傳に、

淳于髡者、齊之贅壻也、長不滿七尺、滑稽多辯、數使諸侯、未嘗屈辱。

という先秦時代の贅壻の例があるが、「未嘗屈辱」の語句をもって贅壻全般が卑賤であったと考えるわけにはゆかない。屈辱は淳于髡の滑稽多辯の方に關係するのであり、むしろ古代において贅壻が譴責を受ける存在であったことは別に理由を求めてみる必要がある。

贅壻がもつ社會的問題を秦に求めてみると、『漢書』賈誼傳に次のような注目すべき記事がある。

商君（商鞅）遺禮義、棄仁恩、并心於進取、行之二歲（一說には二十歲）、秦俗日敗、故秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出贅、借父耰鉏、慮有德色、母取箕箒、立而誶語、抱哺其子、與公倂倨、婦姑不相說、則反脣而相稽、其慈子者利、不同禽獸亡幾……然其遺風餘俗、猶尙未改、今世以侈靡相競、而上亡制度、棄禮誼、捐廉恥日甚。

ここで重要なのは「秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出贅」の記事である。周知のように商鞅は、民に二男以上あって分異しない者には倍の賦を課す法令と父子兄弟が同室に起居することを禁ずる法令を考案實施し、それが功を奏し當初の秦の戎翟の風を改めるのに多大の成果をあげた。この賈誼の傳の記事はその政策をまたさらに推し進めた結果、行きすぎて弊害が出てき、漢初においてもその餘風があったことを言ったものである。

改革の行きすぎで家に父母を孝養する者が殘らなくなることは弊害にはちがいないが、富家の出分と貧家の出贅とは、實質的にどのような相違があったのであろうか。出分は分財別居で新たに獨立した戸を形成することを意味し、出贅は家が貧しいから分財すべきものはなく、入り壻となって別居することである。この際贅壻は戸を形成したかどうかが問題になってくる。というのは中國の家族制度において一般的に承繼（祭祀義務の裏付けとして、財產權を包括的に引き繼ぐこと）は父とむすことの間にしか存せず、義子（恩惠的養子）や贅壻（むこ養子）などの異姓の同居者は承繼人となり得ないとされているからである。[23] 一方むすめが漢初においても嗣になれなかったことは、『漢書』景帝紀に、

女子年十五以上至三十不嫁、五算。

という規定があることからわかり、承繼人となれない贅壻が原則として嗣となれない女性と婦家で戸を形成できたとは思えない。戸を形成するのは、聘財を完全に消却し婦家から獨立した後でなければならないことになる。以上の推察が誤っていなければ、秦では贅壻が多かったのであるから、當然戸口の增加に支障をきたし、ひいては國家の稅收入にも影響してこようから、贅壻を譴責する理由はまさにここにあったといえる。[24] この點から贅壻が謫戍の對象者に編入されたのであ

ろう。

次に七科謫の五番目以下の故有市籍・父母有市籍・大父母有市籍であるが、わたしは、これについては轗錯の列擧を正しいとみ、父母と大父母の下に「故」か「嘗」の一字をそれぞれ補った上で考察を進めていきたい。

普通、市籍は「市の區域内に店舗を設けて營業する商人の名籍」[27]とか「賈人の營業登錄簿」[28]とされ、後漢の應劭も有市籍者を賈人と解してきた。[29]これで七科謫を考えてみると、七者中實に四者が商人關係で占められており、秦漢時代の抑商政策の嚴しさを改めて認識させられる。しかし四民の一を形成する商人だけが三世に渡って謫戍に關係してくるのは奇妙なことで、こうした點から近年、美川修一氏が次のような市籍の解釋を示された。[30]

氏の説を要約すると、市籍とは本來商人の營業登錄簿ではなく、戸籍を離脱し市に住む商人・工・醫・卜相・巫・方技・游俠・亡命・流民等の市人を登載するための特別の名籍で、市人は官吏となる資格はなく、申告納税という特別の形で里居の庶民の五倍の貲算が徴收され、土地所有が禁じられていた。またたとえ地着して編戸の民となっても、その過去の經歴により眞先に謫戍の對象とされた。さらに武帝が元狩四年（前一一九）に算緡（資本も利益も含めた營業資産一切に對する課税）を施行するようになると、市籍は從來の市民の登錄簿という性格の上に市内に店舗を所持する商人の營業登錄簿の意味を加えることになり、里居して市内で營業する商人も市籍に登載されるようになった。しかし、これらの商人が市籍に登載されたとしても、戸籍は里にあり身分的變化をきたすものではなかった。

さらに美川氏の説によれば、市籍を現有する者が七科謫に入らないのは、兵法中に市人を驅り出して戰わせることが禁忌されていたからであると、はなはだ重要な指摘をしておられる。[31]しかし、市人が戸籍離脱の姦人であるのなら、どうして七科謫に亡命が入っているのであろうか。これは氏も見落しておられるが、亡命は轗錯の列擧する謫民には入っておらず、武帝時代の謫戍で新たに加えられた者であり、背後には大量の流民の出現という當時の事情があったからと考えた方がより筋が通る。ともあれ市籍についてはまだ解明されない點も殘されているが、ここでは一應美川氏の説に從って解釋

しておきたい。

すると七科謫の五番目以下は、本人、父母、そして祖父母がかつて戸籍を離脱して市籍に付されたことがある者ということになり、通常の編戸の民に比して譴責を受けるべき理由は充分あるといえる。したがって今まで保留にしておいた始皇本紀三十三年の條の嘗逋亡人は、かつて市籍を有していた者に相當し、これで疑問の一端が氷解しよう。また『史記』平準書に、

孝惠・高后時、爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕宦爲吏。

とある市井之子孫とは、七科謫の父母有市籍・大父母有市籍に相當する人々に相違なく、この場合漢初においても禁錮の對象となっていたのである。[30]

以上の點から謫民が何故譴責を受けたのか、個々の性格を分析してみた。そこで共通しているのは、亡命を除いたすべての謫民が里の戸籍に付された編戸の民であったことである。ということは罪人ではなく奴婢でもなく、一般の編戸の民に較べて經歴上劣る點があり、官吏とするのにはふさわしからぬ人という共通の性格があったことになる。あるいは官吏とするのがふさわしくなく禁錮の對象にされたのは、謫戍が行われてから付加された特性かもしれない。

それから謫民は民爵賜與の對象から除外されたとする西嶋定生氏の説があるが、それは戸籍を脱漏した「民の名數なきものと流民」が賜爵の對象外にあったことを據りどころとして、亡命（亡人）を含む七科謫全般にまでおよんで類推してみたもので、[31] 前述したように謫民中には本來亡命が含まれなかったのであるから、謫民に該當する人々がすべて民爵賜與の對象から除外されていたと斷定できなくなってくる。むしろ商人などにも賜爵が行われていた可能性さえ生じてくる。この點については改めて考察してみたい。

むすび

以上のように秦漢時代の謫戍を零細な記事から、その目的や社會的意義さらに謫民の身分等をできうるかぎり考察してきたが、秦漢時代それも始皇帝と武帝の時代に謫戍が行われたのは、ともに邊境の郡縣設置開發と匈奴などの異民族との戰いにそなえるといった事情があった。そういう意味では軍屯であるが、それもただの軍屯ではなく、秦代の場合のように外敵にとり圍まれながら危險をおかして謫民が新縣建設にとり組まされたのは、後續の徙民が安心して移住できるようにそなえてのことであったろう。そしてその時機到來が何年後になるかわからないが、それを待って謫民は謫戍の任から解放されたと考えられる。その作邑の有様は鼂錯が文帝に上言した内容のようなことで、土地相を吟味し、里宅を區切り、田作の道を通じ、阡陌の界を正し、必要な器物を準備するものであったろう。[33] こうした準備なしで大量の徙民を送り込むことは縣官を消耗するだけで著しく効果をそこねたろう。この二段がまえの徙民についてはすでに指摘する研究者もおり、謫民の謫戍された第一のゆえんはまさにここにあったと考える。[34] ただ武帝の時は謫民が邊郡の開發にだけではなく、一年以上の長期の行軍に驅り出された形跡もあり、多少の性格の相違は認められる。

ところで亡命を例外として謫民を經歷上譴責を受ける要素をもつ編戸の民と位置づけたが、漢代にかれらが特別の目で見られるようになったのは、秦代の謫戍が原因していたと考える。かれらは原則として一様に官吏の途を塞がれ禁錮の對象となっていた。原則としてとただし書きをしたのは、しばしば商人などが官界入りしてこの禁が破られたからである。

また後世謫民該當者が世上で問題にされなくなったのは、勿論、謫戍が廢止されたこともあろうが、官吏の採用のし方が武帝時代を境として實務型から儒學を中心とした文治型教養型へと變化し、官吏採用の際に謫民該當者を禁錮者として神經質に除外する必要がなくなったからと考える。[35] こうして謫民該當者と目される人々は普通の編戸の民へと地位が回復されていったと、わたしはみている。

註

① 謫民を漢代の賤民であったとする説には、西嶋定生氏の論考があり（『中國古代帝國の形成と構造』東京大學出版會、一九六一年、二四六頁）、また最近氏は七科謫の謫民は「七種の罪人という意味であるが、その内容は當時の罪人觀を示すものとして注目される」という考え方を示しておられる（『中國の歴史』2秦漢帝國、講談社、一九七四年、一九九頁）。一方、大庭脩氏は謫民を賤民あるいは罪人とは見ず積極的に賤民であると規定することをさけておられる（「漢の徙遷刑について」、『史泉』第六號、一九五七年）。

② 尾形勇「漢唐間の「良家」に關する覺書」（『山梨大學教育學部研究報告』第二十五號第一分冊、一九七四年）。

③ 賤民いわゆる奴婢と良民とが對照的な概念としてしばしば用いられるようになったのは、後漢末・三國以後からであるとされている（堀敏一「均田制と良賤制」、『前近代アジアの法と社會（仁井田陞博士追悼論文集第一卷）』勁草書房、一九六七年所收）。それまでの賤民とは盗賊・罪人に比定すべきものであると同時に、國家（皇帝）權力をささえる基盤として、營々として生産（農業）に從事する人民（良民）以外の者の總稱であるという見解が、近年尾形勇氏より出された（「良賤制の展開とその性格」、『岩波講座世界歴史』5、岩波書店、一九七〇年所收）。さらに漢代の賤民の存在形態について好並隆司氏の「漢代下層庶人の存在形態」（『史學雜誌』第八十二編第二號、第三號、一九七三年）なる有益な論考がある。

④ 『漢書』卷二四 上食貨志の發聞左之戍の後漢應劭の注も、「先發吏有過及贅壻・賈人、後以嘗有市籍者發、又後以大父母、父母嘗有市籍者云々」とある。

⑤ 『漢書』卷四九鼂錯傳所收の文帝への上疏中に「發之（謫民）不順、行者深怨、有背畔之心」とある。

⑥ 「謫」の篆文を「謫」とするのは、明の張自烈撰『正字通』の説。

⑦ 秦から漢にかけての民丁の邊境守備の期間が通常一年であったことについては、濱口重國氏もすでに指摘している（「踐更と過更―如淳説の批判―」、『秦漢隋唐史の研究』上卷、東京大學出版會、一九六六年所收）。

⑧ 松田壽男「漢魏時代に於ける西北支那の開發」（『東亞論叢』三輯、一九四〇年）、同「古代中國とその周邊諸民族」（『歴史教育』第十五卷第五・六合併號、一九六七年）。

⑨ 木村正雄氏はその著書『中國古代帝國の形成―特にその成立の基礎條件―』（不昧堂書店、一九六五年）の中で、「秦の始皇帝時代などに、灌漑さえ行えば豊かな生産の行われるこの地區に、廣汎な公田があり、それをつかさどる田官があったとしても不思議ではない。」（三〇九頁）と、新開地の公田假作問題から、秦代における田官の存在を推定している。

⑩ 『漢書』刑法志に武帝時代のこととして「律令凡三百五十九章、大辟四百九條、千八百八十二事、死罪決事比、萬三千四百七十二事、文書盈於几閣、典者不能徧睹、是以郡國承用者駁、或罪同而論異、姦吏因緣爲市」とあり、秦代の治獄の吏の不正もこうしたことが原因をなしたと考えられる。

⑪ 池田雄一「漢代における里と自然村とについて」(『東方學』第三十八輯、一九六九年)。

⑫ 漢代の少年については増淵龍夫氏のすぐれた研究がある(「漢における民間秩序の構造と任俠的習俗」、『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年所收)。

⑬ 『漢書』司馬遷傳の張晏注に「遷沒之後、亡景紀・武紀・禮書・樂書・兵書・漢興以來將相年表・日者列傳・三王世家・龜策列傳・傅靳列傳、元成之間褚先生補缺、作武帝紀・三王世家・龜策・日者傳、言辭鄙陋、非遷本意」とある。

⑭ 『資治通鑑』卷一九も太初三年としている。

⑮ 日比野丈夫「河西四郡の成立について」(『東方學報創立二十五周年記念論文集』一九五四年)、同「漢の西方發展と兩關開設の時期について」(『東方學報』京都第二十七冊、一九五七年)。

⑯ 濱口重國氏前掲論文。如淳の說は『漢書』昭帝紀、元鳳四年春正月の條の顏師古注に引かれている。

⑰ 西嶋定生氏前掲書。

⑱ この點については大庭脩氏も同樣の指摘をしておられる。前掲論文。

⑲ 『漢書』食貨志に「士農工商四人有業、學以居位曰士、闢土殖穀曰農、作巧成器曰工、通財鬻貨曰商、聖王量能授事、四民陳力受職、胡朝亡廢官、邑亡敖民、地亡曠土」とある。

⑳ 羅根澤「古代經濟史之本農末商說」(『管子探源』一九三一年所收)。

㉑ 仁井田陞『中國の農村家族』東京大學出版會、一九五二年、一八〇頁。

㉒ 贅壻ではないが、『漢書』卷六四嚴助傳に引く贅子の如淳注に、「淮南俗、賣子與人作奴婢、名爲贅子、三年不能贖、遂爲奴婢」とあり、借財返濟期間中は奴婢ではないから、類推して贅壻も奴婢とか債奴とするのは不適當だと考えられる。

㉓ 滋賀秀三『中國家族法の原理』創文社、一九六七年、一二〇—二四頁。承繼の定義は滋賀氏の規定に從った。

㉔ 贅壻の形態にはいろいろあろうが、元時代の『吏學指南』親姻の條には「一曰養老、謂終於妻家、娶活者、二曰年限、謂約以年限、與婦歸宗者、三曰出舍、謂與妻家析居者、四曰歸宗、謂年限已滿、或妻亡幷離異、歸宗者。」(京大東洋史研究會叢刊第四、一九五一年による)と四つの場合をあげている。この中で養老を除いては結局贅壻は婦家から獨立していることに注意。なお贅壻が婦家に寄生しているのは、決して好ましいことではなかったとみえ、最近湖北省雲夢睡虎地十一號秦墓から出土した竹簡「爲吏之道」(雲夢秦墓竹簡整理小組「雲夢秦簡釋文㈠」、『文物』一九七六年第六期)に引かれた魏の奔命律に「…叚門逆旅(旅)、贅壻后父、或衔(率)民不作、不治室屋、寡人弗欲、且殺之、不忍其宗旅昆弟、今遣從軍、將軍勿恤視…」と、勞働意欲を缺く贅壻などを徵發して從軍させる規定が見えている。これはきわめて重要な記事であり、田昌五氏は、贅壻などを徵發する秦の遣戍は、この魏の奔命律にならったものであろうとしている(「秦國法家路線的凱歌—讀雲夢出土秦簡札記—」、前掲『文物』所收)。

㉕ 加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室

財政一斑」(『支那經濟史考證』上卷、東洋文庫、一九五二年所收)。

㉖ 平中苓次「漢の武帝の算緡錢」(『中國古代の田制と稅法』東洋史研究會、一九六七年所收)。

㉗ 『漢書』景帝紀後二年五月の詔の「有市籍不得宦」の王劭注に「賈人有財不得爲吏」とある。

㉘ 美川修一「漢代の市籍について」(『古代學』第十五卷第三號、一九六九年)。

㉙ この兵法上の禁忌は、『呂氏春秋』仲秋紀第八簡選篇に「世有言曰、驅市人而戰之、可以勝人之厚祿敎卒」とあり、また『漢書』卷三四韓信傳にも韓信の言として、兵法上市人を驅り出して戰わせるのは危險であるとする記事が見える。

㉚ 美川氏は前掲論文中で、この「市井之子孫」を「市人」としているが、子孫の語を生かすなら七科謫の六・七番目の人々とした方が意味がよく通じる。

㉛ 西嶋定生氏前掲書、二四六頁。

㉜ 『漢書』卷四九鼂錯傳に「臣聞、古之徙遠方以實廣虛也、相其陰陽之和、嘗其水泉之味、審其土地之宜、觀其醫木之饒、然後營邑立城、製里割宅、通田作之道、正阡陌之界、先爲築室、家有一堂二內、門戶之閉、置器物焉、民至有所居、作有所用、此民所以輕去故鄉而勸之新邑。」とある。

㉝ 尾形勇氏は、桑弘羊の上奏中の屯田策(『漢書』卷九六西域傳下)や趙充國の屯田(同、卷六九趙充國傳)を分析して、屯田の二段階性を考察しておられる(「秦漢屯田制の一考察—特に武帝・昭帝期を中心に—」、『史學雜誌』第七十二篇第四號、一九六三年)。

㉞ この官僚の性格變化については、永田英正「漢代の選擧と官僚階級」(『東方學報』京都第四十一冊、一九七〇年)を參照。

(備考)本論文は、一九七七年度文部省科學研究費總合研究(A)「中國前近代社會の社會・文化の地域的研究」による分擔研究の成果の一部である。

On the *che-shu* 謫戍 and *che-min* 謫民 in the Ch'in 秦 and Han 漢 Dynasties

Takeshi Watabe

In the Ch'in and Han eras men were forceably transported for border defense and border land reclamation. They were called *che-min* and usually were charged with severe tasks exceeding the ordinary annual military duties of commoners. Conscription of *che-min* was limited under Ch'in Shih-huang 秦始皇 and Han Wu-ti 漢武帝. Under Ch'in Shih-huang, the principal objective of *che-min* conscription (*che-shu*) was the maintenance of the *chun-hsien* 郡縣 system which had been set up in the border regions. Those who were classified as *che-min* had failings on their record and were prohibited from holding public office. With the fall of the Ch'in, *che-min* was stopped for a time, but was revived with Han Wu-ti's second campaign against the state of Ta-wan 大宛. The *che-min* at this time were called *ch'i-k'e-che* 七科謫 and were characterized by the new addition of refugees into their ranks. The reason that refugees came to be placed among them was because of the rise of large-scale migrations due to natural disasters. The social position of people stigmatized at *che-min* was unstable but this opens up the major problem of how to understand the systems for *liang-min* 良民 and *chien-min* 賤民 in ancient China.